

令和1年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も消費税の1%分から1.7%分に引き上げられました。この地方消費税の増収分(社会保障財源化分)は、すべて社会保障施策に充てられることとされています。

令和1年度当初予算への社会保障財源化分の充当状況は次のとおりです。

■歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 72,484 千円

■歳出 (単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		特定財源	一般財源	うち引き上げ分の地方消費税交付金	
社会福祉	子ども福祉医療費給付事業	31,642	4,005	27,637	7,799
	障がい者福祉医療費給付事業	20,808	8,867	11,941	3,370
	障がい児福祉事業	201,324	136,412	64,912	18,318
	子育て支援センター運営事業	9,927	1,670	8,257	2,330
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	39,978	26,202	13,776	3,888
	介護保険事業(繰出金)	127,933	0	127,933	36,102
保健衛生	集団健康診査事業	12,380	9,980	2,400	677
	合計	443,992	187,136	256,856	72,484